

岩手県告示第 982 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 18 年 10 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 11 日

2 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 有限会社高龍建設
- (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市黒川 7 地割 1 番地 1
- (3) 代表者の氏名 道又ハマ子
- (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 20182 号

3 処分の内容 営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- (2) 期間 平成 18 年 10 月 20 日から同月 26 日までの 7 日間

4 処分の原因となった事実

2 に掲げる者は、岩手県が発注した経営体育成基盤整備事業西根 3 工区地区第 4 号工事において、用水路 9 号 B F 300 の基礎砕石工を行わなかったこと及び排水路 2 号第 1 号水槽工の鉄筋工を行わなかったことにより、同工事に施行不良箇所を発生させた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。